春日部市職員の給与に関する条例(平成17年条例第52号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項(以下「改正後の項」という。)に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後

附則

(55歳を超える職員の給与の特例措置)

11

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に 100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の 給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当 該特定職員の属する職務の級における最低の 号給の給料月額に達しない場合(以下 「最低 号給に達しない場合」という。)にあっては、 当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下 「給料月額減額基礎額」という。))

(特例期間における職員の給与の臨時特例措置)

15 平成25年7月1日から同年12月31日までの間 (以下「特例期間」という。)においては、第 3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受いる 職員(同条第2項に規定する職員をいう。)に対する給料月額である条例の一部を改正する条例の一部をの規定に対する条例の一部をの規定によるに適用さる条例の一方に関する条例の表の表の表の表の表の表の表の表の表のを判して、それぞれにある。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
	3級以下	100分の 4
行政職給料表	4 級及び 5 級	100分の 7

改正前

附則

(55歳を超える職員の給与の特例措置)

11

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に 100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の 給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当 該特定職員の属する職務の級における最低の 号給の給料月額に達しない場合(以下この項、 附則第13項及び第14項において 「最低号給に 達しない場合」という。)にあっては、当該 特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を 減じた額(以下この項及び附則第13項において「給料月額減額基礎額」という。))

	6級以上	100分の 9
医療職給料表	4級以下	100分の 4
	5級以上	100分の 9

- 16 特例期間においては、この条例に基づき支給 される給与のうち次に掲げる給与の支給に当た っては、次の各号に掲げる給与の額から、当該 各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月 額に100分の10を乗じて得た額
 - (2) 第19条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからウまでに掲げる規定の区分に応じ、 当該アからウまでに定める額
 - ア 第19条第1項 前項及び前号に定める額 イ 第19条第2項又は第3項 前項に定める 額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 第19条第4項 前項に定める額に、同条 第4項の規定により当該職員に支給される 給与に係る割合を乗じて得た額
- 17 特例期間においては、第11条に規定する勤務 1時間当たりの給与額は、第15条の規定にかか わらず、同条の規定により算出した給与額から 給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの 勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当 該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する 額を減じた額とする。
- 19 特例期間においては、この条例に基づく手当 (給料月額がその手当の額の算出の基礎となる ものに限る。)の支給に当たっては、附則第15

項から前項までの規定にかかわらず、その算出 の基礎となる給料月額を減額しないものとす る。

20 附則第15項から第18項までの規定により給与 の支給に当たって減ずることとされる額を算定 する場合において、当該額に1円未満の端数を 生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。
 - (春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)
- 2 春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成17年条例第39号)の一部を次のように改正する。
 - (1) 次の表中、改正後の欄の項(以下「改正後の項」という。)に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。

改正後	改正前
附則	附則
(給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜ	
られて支給される職員に関する読替え)	
6 平成25年7月1日から同年12月31日までの間	
においては、第15条第3項の規定の適用につい	
ては、同項中「第15条」とあるのは、「附則第	
17項(給与条例附則第18項の規定により読み替	
えて適用する場合を含む。)」とする。	

(春日部市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 春日部市職員の育児休業等に関する条例(平成17年条例第40号)の一部を次のよう に改正する。
 - (1) 次の表中、改正後の欄の項(以下「改正後の項」という。) に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。
 - (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(育児休業をしている職員の期末手当等の支	(育児休業をしている職員の期末手当等の支
給)	給)
第7条 春日部市職員の給与に関する条例(平成	第7条 春日部市職員の給与に関する条例(平成
17年条例第52号。 <u>以下</u> 「給与条例」という。)	17年条例第52号。次項及び第16条において「給

第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(市長が別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

附 則

(給与条例附則第17項の規定により給与が減ぜ られて支給される職員に関する読替え)

6 平成25年7月1日から同年12月31日までの間においては、第19条の規定の適用については、同条中「第15条」とあるのは、「附則第17項(給与条例附則第18項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

与条例」という。)第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間(市長が別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

附則